

# 秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

## 【要件】

・4月25日から5月6日の期間中に、休業等の要請に全面的にご協力いただくこと。
・令和2年4月21日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。
・県内の事業所の休業等を行った場合であること。 (県外に本社がある事業者も対象)
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

※全面的な協力とは、**4月25日午前0時から5月6日までのすべての期間において、休業等にご協力**いただくことをいいます。

## 【支給額】

・1事業者あたり30万円 (県内に所在する事業所が複数事業所の場合60万円)
---

## 【申請手続き】

### <申請受付期間>

<b>令和2年5月7日(木)～6月15日(月)</b>
-----------------------------

## <申請手続き>

**「秋田県電子申請・届出サービス」** (<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>) による**電子申請**を予定しています。

また、**郵送や県庁及び各地域振興局に設置する受付ボックス**でも申請を受け付ける予定です。

## <申請に必要な書類>

①協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

②営業実態が確認できる資料

（例）確定申告書の写し、各種法規に基づく営業許可証の写し、休業前の経理帳簿、開業届の写し等

③休業の状況が確認できる書類

（例）売上等事業収入額を示した帳簿の写し、休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの（休業期間を告知する自社ホームページの写しや、休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ等）

③誓約書（申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に証明するもの）

④振込先口座が分かる通帳等の写し

## 【今後の流れ】

①募集要項、申請様式等の公表	4月30日（木）
②申請受付開始	5月7日（木）
③協力金の支給	5月中旬から順次支給
④申請受付終了	6月15日（月）

## 【お問い合わせ先】

<b>秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談コールセンター</b>
<b>電 話：018-860-5071</b>
<b>受付時間等：午前9時00分から午後5時00分（土日・祝日含む）</b>
※ I P 電話を使用しているため、他の問い合わせに対応中の場合でも、呼び出し音が聞こえます。大変恐れ入りますが、5コール以上お待ちいただいても繋がらない場合は、お時間を空けてから改めてお電話ください。